

### 水沢公園陸上競技場

都市公園の 名称	有料公園施設の種 類及び名称	使用区分	基本使用料
水沢公園	陸上競技場	児童及び生徒	270円
		一般	550円

- 1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。
- 3 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考3の適用がある場合は、その適用後の額）の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。